

**DV (ドメスティック・バイオレンス) 等避難中※1で住民票を移せない方も、  
受給できる場合があります**

# 住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金 (10万円/1世帯) のご案内

※1 「DV等避難中」とは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待やこれに準ずる行為等の被害者が住所地以外にお住まいの場合をいいます。

## 支給対象と支給額

以下のABCいずれかに該当する世帯に対し、**1世帯あたり10万円**を支給します。  
※複数該当する場合でも、支給は1度のみです。

### 申請期限 令和4年10月31日 (必着)

#### 新たに対象となりました

**A** 令和4年6月1日時点で横浜市に避難していて、世帯全員が令和4年度「住民税均等割が非課税」の世帯

**B** 令和3年12月10日時点で横浜市に避難していて、世帯全員が令和3年度「住民税均等割が非課税」の世帯

### 申請期限 令和4年9月30日 (必着) 申請期限が異なるためご注意ください。

**C** 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降に収入が減少し、世帯全員が「住民税非課税相当」※2となった世帯 (家計急変世帯)

※2 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額 (令和4年1月以降の任意の1か月収入×12倍) が住民税均等割非課税水準以下であることを指します。

(一例) 住民税非課税となる年間給与収入の目安…単身の場合：100万円以下、扶養親族が1人の場合：156万円以下

## 申請方法

**添付書類を同封のうえ、書類を郵送で提出してください。**

**書類は横浜市ウェブサイトダウンロードか、区役所で受け取れます。 ※3**

### 【提出書類】

- ① 横浜市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書 (転入用) ※4
- ② 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している旨の申出書

※3 DV等避難中でいずれの方法でも受け取りが難しい場合は、DV等の支援機関へご相談ください。支援機関での相談歴のない方は、各区の福祉保健センターにご連絡ください。

※4 C：家計急変世帯への給付を希望する場合は、家計急変世帯用の申請書をダウンロードしてください。

### 【送付先】 申請書に印字された送付先と異なりますので、ご注意ください。

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市役所 健康福祉局総務課 臨時特別給付金担当あて

## お問い合わせ <裏面Q & Aあり>



横浜市 住民税非課税 給付金

で検索

横浜市ウェブサイト

### 横浜市臨時特別給付金コールセンター

**0120-045-320**

受付時間 9:00~19:00  
※平日のみ

耳が不自由な方のお問い合わせ用FAX番号：0120-303-464  
お問い合わせ用メールアドレス：support@yokohama-kyufu.jp

### 内閣府臨時特別給付金コールセンター

**0120-526-145**

受付時間 9:00~20:00  
※平日のみ

## 手続き・支給要件・必要書類等

以下のQ & Aを参考に、必要な書類をご用意の上、手続きください。

### Q 住民票がある世帯で、配偶者が給付金を受給しました。私は給付金を受給できますか？

A 住民票がある世帯の方（配偶者等）が給付金を受給済の場合であっても、ご自身（及び同伴者）が一定要件（DV等で避難中である旨の申出、収入要件）を満たせば、給付金を受給できます。DV等で避難中である旨の申出には、給付金の申請書のほか「申出書」と添付書類の提出が必要です。

#### DV等で避難中である旨の申出書に必要な添付書類の例

- 裁判所が発行する保護命令決定書の写し、確定証明書 等
- 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書
- ※ 上記の書類が手元にない場合は、措置の内容（住民基本台帳事務における支援措置等）や、市区町村の福祉事務所（横浜市の各区福祉保健センター 等）、民間支援団体等へのDV等被害に関する相談歴を、申出書に記入してください。
- ※ 過去に相談歴がなく、DV等被害の相談を行う場合は、各区福祉保健センターへご連絡ください。DV等相談は事前予約制です。

### Q 配偶者からDVを受け避難しています。配偶者の扶養に入っている場合、受給できますか？

A 配偶者の扶養に入っている場合でも、DV等避難者は独立した生計を立てている世帯とみなし、ご自身（及び同伴者）の収入が住民税非課税世帯（相当）である場合には、給付金を受給できます。

### Q 現在の住まいで受給するためには、どのような手続きが必要ですか？

A 「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書」と「配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している旨の申出書」を、郵送で提出してください。

※ 横浜市に住民票があり、横浜市外に避難している方は、避難先の市区町村へ申請方法をご確認ください。

### Q 住民票のある自治体まで非課税証明書を取りに行くことができません。申請できますか？

A 非課税証明書を添付せずに申請して下さい。課税状況を別途確認させていただくため、通常より手続きにはお時間を要します。